

リスクマネジメント

災害対策や情報セキュリティ、知的財産保護など、
広範囲なリスクに対するマネジメントの強化を図っています

リスクマネジメントの徹底

● 組織的・体系的なリスクマネジメント

富士電機は、2006年5月に策定した「富士電機リスク管理規程」に基づき、当社を取り巻くリスク（戦略リスク、金融リスク、オペレーションリスク、ハザードリスク）を組織的、体系的に管理しています。

なかでも、年度ごとの事業計画の策定にあたっては、各事業に関わるリスクを分析し、計画に盛り込んでいます。

● 大規模災害に備えた危機管理

2011年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、

災害対応関連規定類の見直しを行うとともに、「防災・行動マニュアル」を制定しました。

同マニュアルに基づき、副社長を危機管理担当役員に任命し、社長を統括責任者とする災害対策本部体制を整備しました。また、事業所および子会社においては、防火・防災体制の再整備、建物・設備等の地震対策の徹底、非常用品備蓄の見直しを実施しました。

大規模災害に備えた訓練については、海外拠点を含め、事業所単位で年1回以上実施しています。

情報セキュリティレベルの向上

● 情報セキュリティに関する外部認証

富士電機は、機密情報や個人情報を適切に保護するために、社内規程の整備や従業員への教育など、各種の対策を実施しています。

なかでも、高いレベルの情報セキュリティ管理を要求される会社では、外部認証を取得しています。2012年4月1日現在、ISMS認証は6部門（4社）が取得しています。

プライバシーマーク認定は、現在、富士電機（株）と富士電機ITセンター（株）の2社が取得しています。

● 情報セキュリティの海外への展開

情報セキュリティの取り組みを海外においても積極的に展開していくため、当社では、情報セキュリティポリシーと規程を英語・中国語に翻訳のうえ海外関係会社へ展開し、これに従い、各社はそれぞれの国の法令等を考慮に入れ、個別にセキュリティ規程を制定しています。

また、2011年に日本で配布した情報セキュリティハンドブックを英語、中国語に翻訳し、2011年11月に各社の全従業員に配布しています。

海外における情報セキュリティ監査については、2011年度は29社で実施しました。今後も、海外地区も含めた富士電機全体での活動の定着と、継続的な改善を図っていきます。

知的財産保護の推進

● 特許侵害防止のための活動推進

知的財産活動では、第三者（他社）の特許侵害の防止のため、他社特許監視システムを利用し、日常的監視活動を行っています。

特許以外の実用新案、意匠、商標の知的財産については、事前調査の実施等の取り組みを行い、侵害の防止に努めています。

また、産業財産権およびその他の知的財産権についてはコンプライアンス・プログラム教育を実施し、侵害防止に努めています。自社の知的財産の保護については、産業財産権は積極的に権利化を行うことにより保護するとともに、2011年度はブランド模倣対策ガイドライン、ノウハウ保護に関するガイドラインを制定し、保護のための仕組みづくりに取り組みました。